

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から 4 月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 21 日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ清水三保店  
静岡市清水区三保 133 番地 8 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
マックスバリュ東海 静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1 代表取締役 内山一美  
株式会社
- 3 変更事項
  - ( 1 ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
( 変更前 ) 開店時刻 9 : 00 閉店時刻 21 : 50  
( 変更後 ) 24 時間営業
  - ( 2 ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
( 変更前 ) 8 : 30 ~ 22 : 00  
( 変更後 ) 24 時間
- 4 変更年月日  
平成 17 年 11 月 1 日
- 5 届出年月日  
平成 17 年 10 月 18 日